

デイサービスセンターはる 利用料金表

(I) 小樽市通所介護相当サービス

要 介 護 度	通所介護相当型 (月額)		
	要支援1	要支援2	
单 位 数	1,798 単位/月	1,798 単位/月	3,621 単位/月
利 用 回 数	週1回	週1回	週2回
サービス提供体制強化加算 (I)	88 単位/月	88 単位	176 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 単位	40 単位
介護保険対象分合計	1,926 単位	1,926 単位	3,837 単位
自己負担額 (1割負担の場合)	1,926 円	1,926 円	3,837 円
自己負担額 (2割負担の場合)	3,852 円	3,852 円	7,674 円
自己負担額 (3割負担の場合)	5,778 円	5,778 円	11,511 円
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記単位数の合計 ×9.2%		

- ・「サービス提供体制強化加算 I」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合が満たされているため、サービス提供に対して加算がかかりことになり、全ての契約者が対象となります。
- ・「科学的介護推進体制加算」については、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提供とフィードバック情報の活用によりケアの向上を図ります。
- ・小樽市内の通所介護事業所については、1単位=10円として計算します。
- ・「介護職員処遇改善加算 I」については、職員の処遇改善を目的にして、平成27年4月から各種加算をえた合計額（食事代金は除く）に5.9%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等特定処遇改善加算 I」については、職員の処遇改善を目的にして、令和1年10月から各種加算をえた合計額（食事代金は除く）に1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和4年10月から各種加算をえた合計額（食事代金は除く）に1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯の契約者で、収入・財産等の要件に該当する契約者については、利用料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- ・本料金表は、利用回数によっては端数処理のために、若干の違いができる場合があります。

(II) 通所介護費

要 介 護 度 サ 一 ビ ス 单 位 数	介護給付 (日額+月額)				
	要介護1 584 単位	要介護2 689 単位	要介護3 796 単位	要介護4 901 単位	要介護5 1,008 単位
入浴加算介助加算 I	40 単位				
個別機能訓練加算 (I 1)	56 単位				
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位				
科学的介護推進体制加算	40 単位 (月額)				
介護保険対象分合計	742 単位	847 単位	954 単位	1,059 単位	1,166 単位
自己負担額 (1割負担の場合)	742 円	847 円	954 円	1,059 円	1,166 円
自己負担額 (2割負担の場合)	1484 円	1,694 円	1,908 円	2,118 円	2,332 円
自己負担額 (3割負担の場合)	2,226 円	2,541 円	2,862 円	3,177 円	3,498 円
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記単位数の合計 ×9.2%				

- ・「通所介護費」については、当事業所の定員（50名）から「通常規模型」での算定となり
本料金表では、サービス提供時間「6時間以上7時間未満」により計算しています。
- ・「入浴介助加算Ⅰ」については、当施設では、入浴時に必ず職員を介助及び安全確認のために、
脱衣室・浴室に配置しておりますので、入浴サービスをご利用になる全ての契約者が対象と
なります（一般浴槽・特殊浴槽ともに同額となります）。
- ・「個別機能訓練加算Ⅰ」については、生活機能の維持・向上を図り、居宅において可能
な限り自立した生活を続ける事を目的としています。個別または目標を持つ小集団で機
能訓練指導員が直接行う事となっています。実施においては、契約者・ご家族等の同
意をいただき、個別機能訓練計画に基づいて行った場合に算定されます。
- ・「サービス提供体制強化加算Ⅰ」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合
満たされているため、サービス提供に対して加算がかかることになり、全ての契約者
が対象となります。
- ・「科学的介護推進体制加算」については、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質
の高いサービス提供の推進を目的として、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提供とフィードバ
ック情報の活用によりケアの向上を図ります。
- ・小樽市内の通所介護事業所については、1単位=10円として計算します。
- ・「介護職員処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、平成27年4月から
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に5.9%相当の加算が加わります。
 - ・「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、令和1年10月から
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和4年10月から
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯のご利用者様で、収入・財産等の要件に該当するご利用者様については、利用
料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- ・本料金表は、1回あたりの利用料金を表していますが、利用回数によっては端数処理のために、
若干の違いができる場合があります。

(III) その他（介護保険外費用）

① 昼食代	1食	660円
② 紙おむつ代		
イ パッドタイプ		30円
ロ テープタイプ		110円
ハ パンツタイプ		140円
③ クラブ活動費	実費	1回50円～500円
		書道クラブ、レジン、紙創作クラブ、フラワーアレンジメント、さをり織り等
④ 通常の事業実施地域外への送迎に要する費用		
・片道概ね10 ^{km} 未満	300円	
・片道概ね10 ^{km} 以上	600円	
⑤ コピ一代、写真代	実費	
⑥ 延長料金（ご家族の都合により1時間を超えてサービスを提供する場合		
最初の1時間まで	1,500円	
以降30分毎に	800円	

※上記の他、外出レクリエーション活動等にかかる費用は自己負担となります。